

政策評価の実施に関する要領

第1 趣旨

この要領は、鎌ケ谷市行政評価実施要綱（平成18年鎌ケ谷市告示第40号）（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、政策評価を実施するために必要な事項を定めるものとする。

第2 対象

政策評価を実施する政策は、次に掲げるものとする。

- (1) 「基本構想」（平成12年9月28日鎌ケ谷市議会議決）に示された「施策の基本方向」を構成する別表第1に掲げる政策
- (2) (1)に掲げるもののほか、行政評価担当部長が必要と認める政策

第3 評価表の様式

評価表の様式は、次のとおりとする。

- (1) 政策個別評価表 別記様式1のとおり
- (2) 政策間優先度評価表 別記様式2のとおり

第4 政策担当マネジャー

政策評価を円滑に行うため、政策担当マネジャーを置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、それぞれの担当する政策は別表第1に掲げるとおりとする。政策担当マネジャーの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 評価表の作成。
- (2) 評価表の作成にあたっての調整
- (3) その他政策評価に関すること

第5 評価表の提出

評価表は、政策担当マネジャーが作成・調整し、必要に応じて他の政策担当マネジャーとの協議を経た後、行政評価担当課へ提出する。

第6 評価表の調整

行政評価担当課は、政策担当マネジャーから提出を受けた評価表について、必要な調整を行う。

第7 結果の公表

政策評価の結果は、政策会議に付議し、必要な調整を図った後、市のホームページ等で公表する。

第8 結果の活用

政策評価の結果は、政策等の策定及び実施並びに予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努める。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月10日から施行する。

別表第1

政策番号	政策	政策担当マネジャー
1 1	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつ くれます	健康福祉部長
1 2	生きがいのある暮らしができる生涯学習 社会をつくれます	生涯学習部長
1 3	人間性豊かな子どもの育成環境をつくり ます	生涯学習部長
1 4	個人が尊重しあう多様な市民交流をつく ります	市民生活部長
2 1	人と自然にやさしい地域社会をつくれます	市民生活部長
2 2	快適な暮らしの環境をつくれます	都市建設部長
2 3	安全に暮らせる社会システムをつくれます	市民生活部長
3 1	魅力あふれるまちづくりを進めます	都市建設部長
3 2	都市活動を支える交通網整備を進めます	都市建設部長
3 3	活力ある産業を育成します	市民生活部長
4 1	計画の実現のために	総務企画部長

別表第2

部局名	政策担当マネジャー
総務企画部	総務企画部長
市民生活部	市民生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
都市建設部	都市建設部長
生涯学習部	生涯学習部長
消防本部	消防長

別記様式 1

鎌ヶ谷市政策評価表								
政策の名称								
基本目標						政策担当マネージャー		
重点政策該当有無						マネージャー氏名		
I 改革・改善内容(=政策をより良く実施するための方策)								
①前回の評価で掲げた内容				③改革・改善内容				
②①に基づく取り組み結果								
II 政策の目的・概要								
①目的	対象				意図(対象をどうするのか)			
②政策の概要								
③環境分析(状況変化や今後の見込み・市民意向など)								
III 事務事業の成果やコストの状況								
①平成 ~ 年度の施策の成果								
②施策成果指標		指標名称	単位	平成年度	平成年度	平成年度	目標値(年度)	
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
14								
③政策の事業費		平成 年度決算	平成 年度決算	市民一人あたり事業費(年度決算)		平成 年度予算		
事業費(千円)								
IV 評価・検討								
①課題(目的に対する現状など)								
②総合評価					③総合評価の理由			
V 今後の方向性								
①成果の方向性				②コストの方向性				
③特に重点化する施策								
④上記方向性の説明								

